

札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月//日

札幌市人事委員会

委員長

常本照樹

札幌市人事委員会規則第2号

札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則（平成6年人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表3 13の項中「する場合」の次に「、感染症の予防のための学校等（対象となる子が在籍する保育所、幼稚園、小学校その他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部の休業（これに準ずる措置を含む。）により対象となる子の世話をを行う場合又は学校等が実施する行事（対象となる子が参加するものに限る。）に参加する場合」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。